



中国人民銀行等 6 部門 『クロスボーダー人民元政策の更なる最適化による貿易と 外国からの投資の安定化支援に関する通達』を公布

2021年1月4日、中国人民銀行等6部門は、『クロスボーダー人民元政策の更なる最適化による貿易と外国からの投資の安定化支援に関する通達』（銀発[2020]330号、以下「330号通達」という）を公布した。「330号通達」は、クロスボーダー人民元の管理を広範囲での最適化を行ったものであり、2021年2月4日より施行される。

【ポイント】

- ▶ 通貨転換因数の変更により、人民元域外貸付の利用拡大を促進
- ▶ 資本項目におけるクロスボーダー人民元収入（資本金、外債等）の使用制限を緩和
（例：関連企業への委託貸付が可能へ）
- ▶ 域外機構の人民元決済銀行口座は、域外同名義口座からの人民元資金の受取が可能

1. 政策の背景

クロスボーダー人民元と外貨の監督管理政策は、長年に亘り、多くの不一致が存在し、かつ現状のクロスボーダー人民元の関連政策は比較的古く、現状にそぐわない関連内容が多く存在している。中国人民銀行等6部門は、2020年9月18日より本通達の意見募集を実施し、2021年1月4日に正式に「330号通達」を公布した。

「330号通達」は、過去に公布された9つ（【図表1】を参照）のクロスボーダー人民元に係る関連規定を改訂し、クロスボーダー人民元の管理を最適化した。

【図表1】今回修正された関連規定

No	公布時間	通達番号	規定
1	2004-10-28	銀発[2004]254号	『内地銀行における香港・マカオの銀行と個人の人民元業務を取扱いに係る問題に関する通達』
2	2009-7-3	銀発[2009]212号	『クロスボーダー人民元決済試行管理弁法実施細則』
3	2011-10-13	中国人民銀行公告 [2011]第23号	『外商直接投資人民元決済業務管理弁法』
4	2012-2-3	銀発[2012]23号	『輸出貨物貿易の人民元決済企業管理の関連問題に関する通達』
5	2012-6-14	銀発[2012]165号	『外商直接投資人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』
6	2012-7-26	銀発[2012]183号	『域外機構の人民元決済銀行口座の開設及び使用に係る関連問題に関する通達』
7	2014-11-1	銀発[2014]324号	『多国籍企業におけるクロスボーダー人民元資金の集中運営業務の展開に係る関連事項に関する通達』
8	2016-11-26	銀発[2016]306号	『域内企業の人民元域外貸付業務を更に明確化することに関する通達』
9	2017-1-11	銀発[2017]9号	『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連事項に関する通達』

2. 本規定の主要内容

「330号通達」では、主に15領域（【図表2】を参照）においてクロスボーダー人民元に係る関連業務の管理を最適化した。

【図表2】今回最適化されたクロスボーダー人民元の関連業務			
No	クロスボーダー人民元業務	概要	備考
1	域外貸付業務	①人民元建域外貸付の事前返済による限度枠の費消を撤廃 ②外貨建域外貸付の限度枠費消条件が劣後	人民元は外貨より優位性あり
2	外商投資企業の域内再投資	受取側は関連専用預金口座の開設は不要へ	
3	外商直接投資（配当再投資、買収、持分譲渡）	受取側は関連専用預金口座の開設は不要へ	
4	域外機構決済口座の域外同名義口座から入金	域外機構の人民元決済銀行口座（NRA※）は域外同名義口座からの人民元資金の受取が可能へ ※ Non-Resident Account（非居住者口座）	
5	経常項目における集中受取・支払業務	域内幹事企業は、遠隔地で人民元決済銀行口座を開設し、経常項目における集中受取・支払業務を行うことが可能	
6	域外工事請負業の優良企業の関連業務	域外工事請負業の優良企業がプロジェクトの実施を確保するためのクロスボーダー人民元支払を支援	
7	香港、マカオの個人居住者業務	香港、マカオの居住者のために個人の人民元決済銀行口座を開設し、香港、マカオ居住者1人につき毎日8万元を上限に同名義口座からの入金が可能	
8	優良企業の貿易・投資の利便化業務	優良企業は、「クロスボーダー人民元決済の受取・支払説明」もしくは受取・支払の指図に基づき、優良企業のために貨物貿易、サービス貿易のクロスボーダー人民元決済、及び資本項目における人民元収入を使用することが可能	過去、人民元建の利便性が外貨建に劣後する部分が最適化された
9	資本項目における人民元収入使用	関連企業への委託貸付が可能へ	
10	外債業務	①1件の人民元外債につき複数の外債口座開設が可能 ②複数の人民元外債は同一の外債口座使用が可能 ③人民元外債口座は遠隔地開設が可能 ④人民元外債口座開設銀行以外の銀行で返済可能	
11	クロスボーダー電子商取引等新業態の市場主体のクロスボーダー決済業務	域内銀行は取引の電子情報でクロスボーダー電子商取引等の新業態の貿易を行う市場主体のために、経常項目におけるクロスボーダー人民元の決済サービス提供が可能	
12	商事制度改革に基づき業務審査の要求を修正	過去、クロスボーダー人民元業務を取り扱う際に必要だった商務主管部門が発行する批准もしくは届出書類、加工貿易業務許可証が不用へ	
13	証憑の電子化審査	電子形式の受取・支払指図で「クロスボーダー人民元決済の受取・支払説明」の代替が可能	

No	クロスボーダー 人民元業務	概要	備考
14	重点監督管理リスト	「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」を「クロスボーダー人民元業務重点監督管理リスト」に変更	—
15	個人經常項目における 決済業務	個人の給与等の法令に適合する収入のクロスボーダーでの受取・支払業務をさらに利便化	

以下では、上記図表における太字の措置について具体的に説明する。

▶ 域外貸付

【図表3】域外貸付

変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業域外貸付の残高計算式は、以下の通りに変更 $\text{企業の域外貸付残高} = \sum \text{人民元} \cdot \text{外貨の域外貸付残高} + \sum \text{外貨域外貸付残高} \times \text{通貨転換因数}$ ✓ 人民元域外貸付の期限前返済額は域外貸付残高として加算しない ✓ 通貨転換因数は0から0.5へ調整
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元建域外貸付の限度枠消費量は外貨建と比較して少なく、優位性あり ✓ 既存の外貨建域外貸付の限度枠消費量も増加する可能性あり
試算	<p>例1：A企業は人民元建域外貸付を実施、金額は30M元 A企業の域外貸付残高 = $30M + 0 \times 0.5 = 30M$ 元</p> <p>例2：B企業は外貨建域外貸付を実施、金額は30M元相当の米ドル B企業の域外貸付残高 = $30M + 30M \times 0.5 = 45M$ 元</p> <p>結論：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨建域外貸付の限度枠消費量は人民元建の1.5倍 ✓ 企業域外貸付の限度枠は、直近の監査報告書の所有者権益（以下は「純資産」）の30%であり、企業が全額人民元建で域外貸付を実施する場合、純資産30%相当の域外貸付が可能。一方、全額外貨建で域外貸付を実施する場合、純資産20%相当の域外貸付が可能。
備考	<p>2021年1月5日、中国人民銀行と外貨管理局、企業域外貸付の限度枠を純資産の30%から50%にする旨を発表（但し、施行日不明）。本件が正式に公布された後、企業が全額人民元建で域外貸付を実施する場合、純資産50%相当の域外貸付が可能となる。一方、全額外貨建で域外貸付を実施する場合、純資産33%相当の域外貸付が可能となる。</p>

▶ 外商投資企業の域内再投資

【図表4】外商投資企業の域内再投資

変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業（投資性公司及び非投資性外資企業を含む）は、資本項目における人民元収入で域内再投資を実施する場合、投資先企業の人民元資本金専用口座の開設は不要だが、資金用途は関連規定を遵守する必要がある（【図表8】を参照）
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元建は外貨建より優位性あり ✓ 資本項目における外貨収入を外貨建で域内再投資をする場合、投資先企業は外貨資本金口座を開設する必要がある

▶ 外商直接投資（配当再投資、買収、持分譲渡）

【図表5】外商直接投資（配当再投資、買収、持分譲渡）	
変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 域外投資家は、域内の人民元利益による所得を域内再投資に用いる場合、域外投資家は人民元再投資専用預金口座を開設する必要がなく、投資先企業も人民元資本金専用預金口座を開設する必要はないが、資金使途は関連規定に遵守する必要がある（【図表8】を参照） ✓ 域外投資家は、人民元で域内企業を買収して外商投資企業を設立する、もしくは人民元で域内外商投資企業の中方株主に持分譲渡の対価を支払う場合、関連する各中方株主は人民元買収専用口座もしくは人民元持分譲渡専用預金口座を開設する必要はない
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元建は外貨建より優位性あり ✓ 外貨利益での配当再投資は不可

▶ 域外機構決済口座（NRA）の域外同名義口座から入金

【図表6】域外機構決済口座（NRA）の域外同名義口座から入金	
変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 域外機構の人民元決済銀行口座は、域外同名義口座からの人民元資金の受取は可能だが、別途規定がある場合を除き、域外から入金した人民元資金で外貨両替してはならない
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元建は外貨建より優位性あり ✓ 域外機構の域内外貨口座も、域外同名義口座からの外貨資金の受取は可能だが、域外機構の域内外貨口座内の預金は、域内銀行の外債残高に計上される。一方、域外機構の人民元決済銀行口座内の預金は外債残高に計上されず、口座内の人民元はオンショアのレートを適用し、定期預金の運用が可能

▶ 優良企業の貿易・投資の利便化業務

【図表7】優良企業の貿易・投資の利便化業務	
変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 域内銀行は、「業務展開の三原則」に従い、優良企業が提出する「クロスボーダー人民元決済の受取・支払説明」もしくは受取・支払の指図に基づき、優良企業のために関連クロスボーダー人民元業務を直接取扱うことが可能 ✓ 関連するクロスボーダー人民元業務は、貨物貿易、サービス貿易のクロスボーダー人民元決済、及び資本項目の人民元収入（外商直接投資の資本金、クロスボーダー融資及び国外上場で募集した資金の払戻等）を含む
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去、人民元建ての利便性が外貨に劣る部分が最適化された ✓ クロスボーダー人民元の貿易・投資の利便化措置は自由貿易区での試行から全国展開へ

▶ 資本項目人民元収入の使用

【図表8】資本項目人民元収入の使用	
変化	<p>域内機構における資本項目の人民元収入（外商直接投資の資本金、クロスボーダー融資及び国外上場で募集した資金の払戻等を含む）の使途は、以下の制限を受ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接もしくは間接的に企業経営範囲外もしくは国の法令で禁止する支出に使用不可 ✓ 別途明確な規定がある場合を除き、直接もしくは間接的に証券投資に使用不可 ✓ 経営範囲に明確な許可がある場合を除き、非関連企業向けの貸出に使用不可 ✓ 自用以外の不動産建設、購入に使用不可（不動産企業を除く）
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去、クロスボーダー人民元の利便性が外貨に劣る部分が最適化された ✓ 資本項目の人民元収入で関連企業への委託貸付が可能

➤ 外債業務

【図表 9】 外債業務	
変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1件の人民元外債につき複数の人民元専用預金口座を開設可能 ✓ 複数の人民元外債につき同一の人民元専用預金口座で資金の受取・支払を行うことが可能 ✓ 域外借入における人民元専用預金口座は遠隔地での開設が可能 ✓ 借入の決済銀行以外の銀行で人民元外債の元利返済を取扱うことが可能 ✓ 企業及び金融機構の人民元域外借入の引出通貨と返済通貨は一致しなければならないが、実需に応じて契約通貨が引出通貨及び返済通貨と一致しないことは可能
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去クロスボーダー人民元の利便性が外貨に劣る部分が最適化された ✓ 人民元建の外債調達利便性向上

3. 企業への影響

「330号通達」公布後、一部業務（例えば、域外貸付）では、人民元は外貨より優位性を示し、一部業務（例えば、資本項目における人民元収入の使用）では、人民元の利便性が外貨に劣る部分が最適化された。今後、クロスボーダー人民元と外貨の管理政策の違いが更に縮小し、企業の自主的な通貨選択が可能になる。

但し、通貨選定において、管理政策の違い以外にも為替レート、調達コスト、国内外の取引相手による指定通貨、グループ内の各通貨ポジションのバランス及び管理負担等を考慮する必要があり、総合的な比較により、自社に有利な通貨を選択し、各種クロスボーダー業務を取扱うことが推奨される。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂く。 以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行 国家发展和改革委员会 商务部 国务院国有资产监督管理委员会 中国银行保险监督管理委员会 国家外汇管理局</p> <p>关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知 银发〔2020〕330号</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于扎实做好“六稳”工作、全面落实“六保”任务的决策部署，推动形成以国内大循环为主体、国内国际双循环相互促进的新发展格局，进一步发挥跨境人民币业务服务实体经济、促进贸易投资便利化的作用，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、紧紧围绕实体经济需求，推动更高水平贸易投资人民币结算便利化</p> <p>（一）在全国范围内开展更高水平贸易投资便利化试点。境内银行可在“展业三原则”的基础上，凭优质企业提交的《跨境人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为优质企业办理货物贸易、服务贸易跨境人民币结算，以及资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回等）在境内的依法合规使用。</p> <p>境内银行开展更高水平贸易投资便利化试点，应通过省级跨境人民币业务自律机制制定具体实施方案，明确优质企业的认定标准和动态调整机制等风险防控措施，并将具体实施方案向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构报备后实施。</p> <p>（二）支持贸易新业态跨境人民币结算。境内银行在满足交易信息采集、真实性审核的条件下，可按相关规定凭交易电子信息为跨境电子商</p>	<p>中国人民銀行 国家發展改革委員会 商務部 國務院国有資産監督管理委員会 中国銀行保險監督管理委員会 国家外貨管理局</p> <p>クロスボーダー人民元政策の更なる最適化による貿易と外国からの投資の安定化支援に関する通達 銀発[2020]330号</p> <p>中国共産党の党中央、國務院による「六つの安定」業務の着実に遂行、「六つの保障」任務の具体的な決定・展開、国内大循環をメインに国内と国際の双循環を相互推進させる新しい發展局面の形成の促進、クロスボーダー人民元業務の实体经济への貢献、貿易と投資の利便化促進の役割をさらなる發揮のために、関連事項を以下の通りに通知する。</p> <p>一、实体经济の需要に密接に関連する、更に高水準な貿易と投資のクロスボーダー人民元決済の利便化を推進する</p> <p>（一）全国で更に高水準な貿易と投資の利便化試行を展開する。域内銀行は、「業務展開の三原則」に従い、優良企業が提出する「クロスボーダー人民元決済の受取・支払説明」もしくは受取・支払の指図に基づき、優良企業のために貨物貿易、サービス貿易のクロスボーダー人民元決済、及び資本項目の人民元収入（外商直接投資の資本金、クロスボーダー融資及び国外上場で募集した資金の払戻等を含む）の域内の法令等に従った使用を直接取扱うことを可能とする。</p> <p>域内銀行が更に高水準な貿易・投資の利便化の試行を展開する場合、省級クロスボーダー人民元業務の自律メカニズムを通じて具体的な実施案を制定し、優良企業の認定基準及び動態調整メカニズム等のリスク防止措置を明確した上で、具体的な実施案を所在地人民銀行の副省級都市の中心支店以上の分支機構に届出した後に実施する必要がある。</p> <p>（二）新業態の貿易に係るクロスボーダー人民元の決済を支援する。取引情報の収集、真実性審査の条件を満たす場合、域内銀行が関連規定に従って、</p>

务等贸易新业态相关市场主体提供经常项目下跨境人民币结算服务。支持境内银行与合法转接清算机构、非银行支付机构在依法合规的前提下合作为跨境电子商务、市场采购贸易方式、外贸综合服务贸易新业态相关市场主体提供跨境人民币收付服务。

(三) 根据商事制度改革, 及时调整对业务办理及审核的要求。企业办理外商直接投资人民币结算相关业务时, 无需提供商务主管部门出具的批准或备案文件。银行可将企业营业执照、市场监督管理等部门系统披露的商事主体登记及备案信息等, 作为业务审核、账户开立、企业信息登记依据。企业办理来料加工贸易项目下跨境人民币结算业务时, 无需向其境内结算银行提交所在地商务主管部门出具的加工贸易业务批准证。如后续有新的政策变化, 应及时对所涉业务资料审核要求、审核流程等内部业务制度进行调整, 按新的内部业务制度进行展业。

二、进一步简化跨境人民币结算流程

(四) 优化跨境人民币业务重点监管名单形成机制。将“出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单”调整为“跨境人民币业务重点监管名单”, 由人民银行会同相关部门更新名单认定标准, 完善名单形成制度和流程, 支持外贸企业发展。

(五) 支持单证电子化审核。境内银行可使用企业提交的纸质形式或电子形式的收付款指令代替《跨境人民币结算收/付款说明》, 企业提交的收付款指令应满足国际收支申报和跨境人民币业务信息报送要求。

取引の電子情報でクロスボーダー電子商取引等の新業態の貿易を行う市場主体のために、經常項目におけるクロスボーダー人民元の決済サービスを提供することを可能とする。域内銀行は、合法的なクリアリング機構、非銀行支払機構と連携し、法令に従う前提で、クロスボーダー電子商取引、市場調達の貿易方式、貿易総合サービス等の新業態の貿易を行う市場主体のためにクロスボーダー人民元の受取・支払サービスを提供することを支援する。

(三) 商事制度改革に基づき、遅滞なく業務対応及び審査要件を調整する。企業が外商直接投資の人民元決済の関連業務を取扱う際に、商務主管部门が発行する批准もしくは届出書類を提出する必要はない。銀行は、企業の営業許可証、市场监督管理等部門のシステムで開示される商事主体の登記及び届出等の情報を、業務審査、口座開設、企業情報登記の根拠にすることを可能とする。企業が来料加工貿易においてクロスボーダー人民元の決済業務を行う際に、その域内決済銀行に所在地商務主管部门が発行する加工貿易業務許可証を提出する必要がない。もし今後新しい政策変化がある場合、遅滞なく関連業務の資料審査要件、審査プロセス等の内部業務制度の調整を行い、新たな内部業務制度に従い業務を展開する必要がある。

二、クロスボーダー人民元の決済プロセスをさらに簡素化する

(四) クロスボーダー人民元業務の重点監督管理リストの形成メカニズムを最適化する。「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」を「クロスボーダー人民元業務重点監督管理リスト」に変更し、人民銀行が関連部門とともにリストの認定基準を更新し、リスト策定制度及びプロセスを改善し、貿易企業の発展を支援する。

(五) 証憑の電子化審査を支援する。域内銀行は企業が提出する紙形式もしくは電子形式の受取・支払指図で「クロスボーダー人民元決済の受取・支払説明」の代替ができ、企業が提出する受取・支払指図は国際収支申告及びクロスボーダー人民元業務の情報報告の要件を満たす必要がある。

境内銀行可通过审核企业提交的具有法律效力的电子单证或电子信息为企业办理经常项目下跨境人民币结算业务。銀行应确保电子单证或电子信息的真实性、合规性以及使用的唯一性，并在5年内留存电子单证或电子信息备查。

(六) 优化跨国企业集团经常项目下跨境人民币集中收付安排。跨国企业集团指定作为主办企业的境内成员企业，可根据实际需要在异地开立人民币银行结算账户，办理经常项目下跨境人民币集中收付业务。

(七) 在全国范围内开展对外承包工程类优质企业跨境人民币结算业务便利化试点。支持銀行境内外联动，在“展业三原则”基础上，为对外承包工程类优质企业的货物贸易、服务贸易及境外资金集中管理等业务提供便利化的跨境人民币金融服务，支持对外承包工程类优质企业为确保项目实施而需支付款项的汇出。境内銀行开展试点业务，应通过省级跨境人民币业务自律机制明确优质企业的认定标准并制定具体实施方案。

三、进一步优化跨境人民币投融资管理

(八) 放宽对部分资本项目人民币收入使用限制。境内机构资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回）在符合下列规定的情形下，在国家有关部门批准的经营范围內使用：不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资；除经营范围中有明确许可的情形外，不得用于向非关联企业发放贷款；不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。

域内銀行は、企業が提出する法的に有効な電子証憑もしくは電子情報により、企業の經常項目のクロスボーダー人民元決済業務を行うことを可能とする。銀行は、電子証憑もしくは電子情報の真実性、コンプライアンス性及び使用の唯一性を確保し、5年以内に電子証憑もしくは電子情報を保存して検査に備える必要がある。

(六) 多国籍企業集團の經常項目におけるクロスボーダー人民元の集中受取・支払の要件を最適化する。多国籍企業集團より幹事企業と指定された域内メンバー企業が、実需に応じて遠隔地で人民元決済銀行口座を開設し、經常項目におけるクロスボーダー人民元の集中受取・支払業務を行うことを可能とする。

(七) 域外工事請負業の優良企業におけるクロスボーダー人民元決済業務の利便化試行を全国に展開する。銀行は国内外で連携し、「業務展開の三原則」に基づき、域外工事請負業の優良企業における貨物貿易、サービス貿易及び国外資金集中管理等業務に関して、利便化したクロスボーダー人民元の金融サービスを提供し、域外工事請負業の優良企業がプロジェクトの実行を確実にするために必要な対外支払を支援する。域内銀行が試行業務を展開する場合、省級クロスボーダー人民元の業務自律メカニズムを通じて優良企業の認定基準を明確し、かつ具体的な実施案を制定する必要がある。

三、クロスボーダー人民元の投融資管理をさらに最適化する

(八) 資本項目人民元收入における一部の使用制限を緩和する。域内機構の資本項目人民元收入（外商直接投資の資本金、クロスボーダー融資及び国外上場で募集した資金の払戻等を含む）は、下記の条件に従い、国の関連部門が批准する經營範圍内で使用すること。直接もしくは間接的に企業經營範圍外もしくは国の法令で禁止する支出に使用してはならない。別途明確な規定がある場合を除き、直接もしくは間接に証券投資に使用してはならない。經營範圍に明確な許可がある場合を除き、非関連企業向けの貸出に用いてはならない。自用以外の不動産建設、購入に用いてはならない（不動産企業を除く）。

(九) 便利外商投资企业境内再投资。非投资性外商投资企业在符合现行规定且境内所投资项目真实、合规的前提下，可以依法以人民币资本金进行境内再投资。外商投资企业使用资本项目人民币收入开展境内再投资，被投资企业无需开立人民币资本金专用存款账户，资金使用须遵守本通知第八项的规定。

(十) 取消对外商直接投资业务相关专户管理要求。境外投资者将境内人民币利润所得用于境内再投资，可将人民币资金从利润分配企业的账户直接划转至被投资企业或股权转让方的账户，无需开立人民币再投资专用存款账户；被投资企业无需开立人民币资本金专用存款账户，资金使用须遵守本通知第八项的规定。

境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业或以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，相关各中方股东无需开立人民币并购专用存款账户或人民币股权转让专用存款账户。

(十一) 优化对境内企业境外人民币借款业务的管理。境内企业可根据实际需要就一笔境外人民币借款开立多个人民币专用存款账户，也可就多笔境外人民币借款使用同一个人民币专用存款账户办理资金收付。境外借款人民币专用存款账户原则上应当在借款企业注册地的银行开立，对确有实际需要的，借款企业可在异地开立人民币专用存款账户。借款结算行以外的银行在确保真实性的前提下，可为企业办理境外人民币借款还本付息。企业和金融机构境外人民币借款提款币种和偿还币种须保持一致，签约币种根据实际需要可与提款币种和偿还币种不一致。

(十二) 简化对境内企业人民币境外放款业

(九) 外商投资企业の域内再投資を利便化する。非投資性外商投資企業が現行規定を満たし、かつ国内で投資したプロジェクトが真実でコンプライアンスに問題がない前提下、法に従い人民元資本金で域内再投資を行うことができる。外商投資企業は、資本項目の人民元で域内再投資を行う場合、投資先企業の人民元資本金専用預金口座の開設は不要だが、資金使途は本通達第（八）項の規定を遵守する必要がある。

(十) 外商直接投資に係る関連専用口座に関する管理要求を撤廃する。域外投資家は、域内の人民元利益による所得を域内再投資に用いる場合、人民元資金を利益配当企業の口座から直接投資先企業もしくは持分譲渡側の口座への振替を可能とし、人民元再投資専用預金口座を開設する必要がない。投資先企業は、人民元資本金専用預金口座の開設は不要であるが、資金使途は本通達第（八）項の規定に遵守する必要がある。

域外投資家は、人民元で域内企業を買収して外商投資企業を設立する、もしくは人民元で域内外商投資企業の中方株主に持分譲渡の対価を支払う場合、関連する各中方株主は人民元買収専用口座もしくは人民元持分譲渡専用預金口座を開設する必要がない。

(十一) 域内企業の域外人民元借入業務における管理を最適化する。域内企業が実需に応じて1件の人民元域外借入につき複数の人民元専用預金口座を開設すること、複数の人民元域外借入につき同一の人民元専用預金口座を使用して資金の受取・支払を行うことを可能とする。域外借入における人民元専用預金口座は原則、借入企業の登録地銀行で開設する必要があるが、厳に必要な場合においては、借入企業が遠隔地で人民元専用口座を開設することを可能とする。借入の決済銀行以外の銀行が真実性を確保すること前提に、企業の人民元域外借入の元利返済を取扱うことを可能とする。企業及び金融機構の人民元域外借入の引出通貨と返済通貨は一致しなければならないが、実需に応じて契約通貨が引出通貨及び返済通貨と一致しないことを可能とする。

(十二) 域内企業の人民元域外貸付業務に関する

務的管理。境内企业人民币境外放款提前还款额不再计入企业境外放款余额，币种转换因子调整为0.5。调整后的企业境外放款余额计算公式为：企业境外放款余额＝Σ本外币境外放款余额＋Σ外币境外放款余额×币种转换因子。

企业将人民币境外放款转为股权投资的，银行须在审核境外直接投资主管部门的核准或备案文件等相关材料后，在人民币跨境收付信息管理系统（RCPMIS）进行相应信息变更及登记。

四、便利个人经常项目下跨境人民币收付

（十三）支持个人经常项目下跨境人民币结算业务开展。支持境内银行在“展业三原则”的基础上，为个人办理经常项目下跨境人民币结算业务，进一步便利个人薪酬等合法合规收入的跨境收付业务。

（十四）便利个人人民币银行结算账户接收港澳同名汇款。境内银行可为香港、澳门居民开立个人人民币银行结算账户，用于接收香港、澳门居民每人每日8万元额度内的同名账户汇入资金，境内银行应确保汇入及汇出资金使用符合现行规定，其中汇入资金仅可用于境内消费性支出，不得购买有价证券、金融衍生品、资产管理产品等金融产品。

五、便利境外机构人民币银行结算账户使用

（十五）便利境外机构人民币银行结算账户接收境外资金。扩大境外机构人民币银行结算账户的收入范围，可接收从境外同名账户汇入的人民币资金。除另有规定外，从境外汇入的人民币资金不得购汇。

管理を簡素化する。域内企業の人民币域外貸付の期限前返済額は域外貸付残高に計上せず、通貨転換因数は0.5に調整する。調整後の企業域外貸付の残高計算式は、企業の域外貸付残高＝Σ人民币・外貨の域外貸付残高＋Σ外貨域外貸付残高×通貨転換因数。

企業が人民币域外貸付を持分投資に転換する場合、域外直接投資の主管部門の審査もしくは関連資料の審査が完了した後、銀行が人民币クロスボーダー受取・支払情報管理システム（RCPMIS）にて関連情報の変更及び登記を行う必要がある。

四、個人の經常項目におけるクロスボーダー人民币の受取・支払を利便化する

（十三）個人の經常項目におけるクロスボーダー人民币決済の業務展開を支援する。域外銀行は、「業務展開の三原則」に従い、個人の經常項目におけるクロスボーダー人民币決済業務の取扱いを支援し、個人の給与等の法令に適合する収入のクロスボーダーでの受取・支払業務をさらに利便化する。

（十四）個人における人民币決済銀行口座の香港、マカオの同名義口座からの振替入金を利便化する。域内銀行は、香港、マカオの居住者のために個人の人民币決済銀行口座を開設し、香港、マカオ居住者1人につき毎日8万元を上限に同名義口座からの入金を可能とする。域内銀行は、送金及び入金する資金の使用は現行の規定に適合させなければならない、そのうち、入金した資金は域内での消費性支出にのみ使用が可能で、有価証券、金融デリバティブ、資産管理商品等の金融商品の購入に使用してはならない。

五、域外機構の人民币決済銀行口座の使用を利便化する

（十五）域外機構の人民币決済銀行口座の域外資金の受取を利便化する。域外機構の人民币決済銀行口座の入金範囲を拡大し、域外同名義口座から入金する人民币資金の受取を可能とする。別途規定がある場合を除き、域外から入金した人民币資金で外貨両替してはならない。

境内銀行应不断丰富人民币金融产品，为市场主体在对外经贸活动和国际合作领域中使用人民币提供高效便捷的金融服务，同时按照《中华人民共和国反洗钱法》和其他有关规定，在办理跨境人民币业务时，应切实履行反洗钱、反恐怖融资、反逃税义务。境内銀行未按规定办理跨境人民币业务的，中国人民银行及其分支机构可根据《中华人民共和国中国人民银行法》第三十二条、第四十六条相关规定依法对境内銀行进行处罚。

本通知自2021年2月4日起实施。《中国人民银行关于内地銀行与香港及澳门銀行办理个人人民币业务有关问题的通知》（银发〔2004〕254号）第九条，《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发〔2009〕212号文印发）第十六条，《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告〔2011〕第23号公布）第五条、第七条、第八条、第九条、第十五条、第二十一条，《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》（银发〔2012〕165号）第五条、第六条、第八条、第九条、第十一条、第十四条、第十六条，《中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会关于出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题的通知》（银发〔2012〕23号），《中国人民银行关于境外机构人民币銀行结算账户开立和使用有关问题的通知》（银发〔2012〕183号）第四条，《中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知》（银发〔2014〕324号）第十三条，《中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知》（银发〔2016〕306号）第五条，《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9号）第七条等相关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

中国人民银行 发展改革委
 商务部 国资委
 银保监会 外汇局
 2020年12月31日

域内銀行は絶えずに人民币金融商品を豊かにし、市場主体が对外経済貿易活動及び国際提携領域に人民币を使用するよう効率高く便利な金融サービスを提供する同時に、『中華人民共和国アンチマネーラウンドリング法』及びその他関連規定に基づき、クロスボーダー人民币業務を取り扱う際に、アンチマネーラウンドリング、アンチテロ融資、反脱税の義務を着実に履行する必要がある。域内銀行は規定に基づきクロスボーダー業務を取り扱わない場合、中国人民银行及びその分支機構は『中華人民共和国中国人民银行法』の第32条、第46条の関連規定に基づき、域内銀行に対して処罰する。

本通達は、2021年2月4日より実施する。『中国人民银行 域内銀行は香港及びマカオ銀行と個人人民币業務を取り扱う関連問題の通達』（銀發〔2004〕254号）第9条、『クロスボーダー人民币決済試行管理弁法実施細則』（銀發〔2009〕212号）第16条、『外商直接投資人民币決済業務管理弁法』（中国人民银行公告〔2011〕第23号）第5条、第7条、第8条、第9条、第15条、第21条、『中国人民银行 外商直接投資人民币決済業務オペレーション細則を明確する通達』（銀發〔2012〕165号）第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第14条、第16条、『中国人民银行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会 輸出貨物貿易の人民币決済企業の管理の関連問題に関する通達』（銀發〔2012〕23号）、『中国人民银行 域外機構の人民币決済銀行口座の開設及び使用の関連問題に関する通達』（銀發〔2012〕183号）第4条、『中国人民银行 多国籍企業がクロスボーダー人民币資金の集中運営業務を展開する関連事項に関する通達』（銀發〔2014〕324号）第13条、『中国人民银行 域内企業の人民币域外貸付業務を更に明確化することに関する通達』（銀發〔2016〕306号）第5条、『中国人民银行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の関連事項に関する通達』（銀發〔2017〕9号）第7条等の関連規定が本通達と一致しない場合、本通達に準ずる。

中国人民银行 发展改革委
 商務部 国有資産監督管理委員会
 銀行保險監督管理委員会 国家外貨管理局
 2020年12月31日

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登録番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001